

特定非営利活動法人 鈴鹿市スポーツ協会とは

鈴鹿市体育協会は、昭和21年にスポーツの普及・振興を目的に、柔道・軟式庭球・軟式野球・山岳・レクリエーション・高体連の6団体で発足しました。以来、鈴鹿市行政のスポーツ所管部局が事務局を持つ形で活動をしてきましたが、平成10年12月に「特定非営利活動促進法」(NPO法)が施行されたことや、市の行財政改革で外郭団体のあり方の見直しがされたことなどから、平成19年7月23日に法の規定に基づいて特定非営利活動法人の設立について三重県知事の認証を受け、同年8月2日に法人の設立登記を行い、同日から、「特定非営利活動法人鈴鹿市体育協会」として再出発をしました。

活動の目的は、市民を対象として、スポーツの普及・振興、競技力の向上、健康づくりなどにかかる事業を行うことにより、スポーツを通じて、健全な精神の涵養を図り、明るく、健康的な社会の建設に寄与することとしています。

本協会は、令和2年4月1日から名称を「鈴鹿市スポーツ協会」と改めました。

活動の種類

法に掲げられる活動の種類の中で、当スポーツ協会は、次の4種類の活動を行います。

- ① 学術、文化、芸術、スポーツの振興を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ 子どもの健全育成を図る活動
- ④ 保険、医療、福祉の増進を図る活動

事業の種類

4つの活動にかかる事業として、次の16の事業を行います。

- ① 市民スポーツの指導、奨励
- ② スポーツ指導者の確保、育成
- ③ 体育大会、講習会、体カテスト等、
- ④ スポーツに関する各種行事の実施、援助

- ④ 各種大会への選手、役員の派遣
- ⑤ 加盟競技団体の事業、運営の支援
- ⑥ 体育施設の管理運営事業
- ⑦ 競技力の強化向上事業
- ⑧ ジュニア、シニア育成事業
- ⑨ スポーツ教室事業
- ⑩ 競技大会派遣奨励事業
- ⑪ スポーツの調査、研究、啓発、指導
- ⑫ スポーツ医科学の調査、研究
- ⑬ スポーツ少年団の育成、指導、発展
- ⑭ 広報事業
- ⑮ スポーツに功労、勲功のあった者の表彰
- ⑯ その他本法人の目的の達成に必要な事業

スポーツ協会の主な事業

強化育成事業



- ・ジュニアスポーツ強化事業
- ・中学生スポーツ強化育成事業
- ・一般成人スポーツ強化事業
- ・ジュニア優秀選手等表彰事業 等
- ・指導者研修会



普及・振興事業

- ・市民スポーツ振興事業
- ・シニアスポーツ振興事業
- ・親子野球スクール



医科学啓発調査事業

- ・AED講習会 等



スポーツ少年団



健康づくり事業

- ・スポーツ教室講師派遣事業 等
- ・いきいき健康スポーツクラブ